京都市林業用道路保全活動支援交付金交付要綱

制定　平成２８年６月１日

最終改正　令和６年６月２０日

（趣旨）

第１条　この要綱は、計画的かつ適切な森林整備の推進を図り、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるために不可欠な林道及び作業道（以下「林業用道路」という。）の適切な保全活動に対する交付金の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱における林業用道路の「保全活動」とは、別表区分の欄に掲げる維持管理活動及び簡易な改良活動をいう。

（交付の対象）

第３条　交付金の交付の対象者は、林業用道路の管理者である森林組合（森林組合法に基づいて設立された協同組合をいう。）とする。

２　林業用道路は、台帳が作成されている路線とする。

（交付金の額）

第４条　交付金の額は、保全活動に要した額とする。ただし、別表に掲げる積算基礎数値に交付単価を乗じて得た額を上限とし、毎年度予算の範囲内において交付する。

（交付の申請）

第５条　条例第９条の規定による交付金に係る申請は、保全活動の区分に応じ京都市林業用道路保全活動支援交付金交付申請書（第１号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて行うものとする。

（１）収支予算書（第２号様式）

（２）林業用道路一覧表（第３号様式）

（３）積算基礎森林一覧表（第４号様式）（改良活動に限る。）

（４）その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第６条　条例第１０条に規定する審査に要する期間は２０日を標準とし、補助金の交付の可否を決定したときは、京都市林業用道路保全活動支援交付金交付（不交付）決定通知書（第５号様式）により、申請者に通知するものとする。

（変更申請）

第７条　条例第１１条第１項第１号による補助事業等の内容又は経費配分の変更に係る市長等の承認の申請は、京都市林業用道路保全活動支援交付金変更交付申請書（第６号様式）によって行うものとする。

２　条例第１１条第１項第１号に規定する軽微な変更は、補助目的自体の変更をもたらすものでなく、かつ、補助金の額及び上限額の変更を伴わない補助事業の内容又は経費配分の変更とする。

（保全活動の実施状況を示す書類等の整備）

第８条　補助事業者は、保全活動の実施に当たり、次の各号に掲げた書類等を整備するものとする。

（１）対象活動の実施日、実施者、実施場所、実施内容等が明記された作業日誌、出面簿等の書類（維持管理活動に限る。）

（２）対象活動の実施状況を撮影した写真

（３）対象活動の実施場所の位置図

（４）対象活動の委託等に係る契約書の写し

（５）対象活動に要した経費を証する書類

（６）森林経営計画を策定することの同意書の写し、同意を確認できる書類又は森林経営委託契約書等の森林経営の委託に関する契約書の写し（改良活動に限る。）

（実績の報告）

第９条　条例第１８条の規定による実績報告は、補助事業者が、事業を終了した日から起算して２０日以内又は事業実施年度の３月１０日のいずれか早い期日までに、保全活動の区分に応じ京都市林業用道路保全活動実績報告書（第７号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて行うものとする。

（１）収支決算書（第８号様式）

（２）林業用道路一覧表（第３号様式）

（３）積算基礎森林一覧表（第４号様式）（改良活動に限る。）

（４）その他市長が必要と認める書類

（しゅん工検査）

第10条　しゅん工検査は、条例第１０条及び第１９条に規定する書類の審査及び現地検査とし、京都市林業用道路保全活動支援交付金検査要綱に基づき行うものとする。

（補則）

第11条　この要綱の実施に関し必要な事項は、産業観光局長が定める。

　　附　則（平成２８年６月１日）

　この要綱は、平成２８年６月１日から実施する。

　　附　則（令和３年３月２日）

　この要綱は、令和３年３月２日から実施する。

　　附　則（令和６年３月２９日）

　この要綱は、令和６年４月１日から実施する。

　　附　則（令和６年６月２０日）

　この要綱は、令和６年６月２０日から実施する。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 対象路線 | 活動内容 | 積算基礎数値 | 交付単価 |
| 維　持　管　理　活　動 | 林道及び作業道 | ⑴　排水施設（側溝、横断溝、集水桝等）の点検及び堆積した土砂の除去⑵　橋梁、擁壁、ガードレール、カーブミラー、門扉、看板等の施設の点検及び簡易な補修⑶　切土法面及び盛土法面並びに路面の点検及び補修⑷　落石、崩土、倒木等の点検及び取り除き⑸　被災した林業用道路の本格復旧に向けての応急活動 | 維持管理活動を行う林道及び作業道の延長合計 | 1メートル当たり120円 |
| 改　良　活　動 | 新たに森林経営計画を策定する森林注１内の林道及びその森林に到達するための林道 | ⑴　橋梁の修繕、塗装、架け替え及び仮設橋梁（木橋を含む。）の架け替え等の橋梁改良⑵　待避所（車廻しを含む。）、法面保護施設、排水施設（側溝、横断溝、集水桝等）、擁壁等の新設又は改築⑶　幅員拡張⑷　アスファルト及びコンクリート等による舗装の新設⑸　道路標識、防護柵、区画線等の交通安全施設の新設又は改築⑹　作業ポイント及び土場等の林業作業用施設の新設又は改築⑺　その他林道の機能向上に資する改良 | 新たに森林経営計画を策定する森林面積のうち人工林面積の合計 | 1ヘクタール当たり20,000円 |

別表（第２条及び第４条関係）

注１　本交付金を申請する当年度又は翌年度に森林経営計画期間の終了が見込まれる森林を含む。

第１号様式（第５条関係）

京都市林業用道路保全活動支援交付金交付申請書

|  |  |
| --- | --- |
| （宛先）京都市長 | 　年　　月　　日　 |
| 申請者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） | 申請者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）電話　　　― |

|  |
| --- |
| 　京都市補助金等の交付等に関する条例第９条の規定により交付金の交付を申請します。 |
| 活動区分 | □ 維持管理活動□ 改良活動 |
| 活動内容 |  |
| 事業実施期間 | 年　　月　　日　　～　　　　年　　月　　日 |
| 林業用道路の内訳 | 　林業用道路（内訳）林　道　　　作業道 | 路線路線路線 | ｍｍｍ |
| 積算基礎森林面積（予定） | ヘクタール |
| 交付申請額 | 円 |
| 添付書類 | □ 収支予算書（第２号様式）□ 林業用道路一覧表（第３号様式）□ 積算基礎森林一覧表（第４号様式）（改良活動に限る。）□ その他市長が必要と認める書類 |

　注１　活動区分の欄には、実施する活動区分の□に✓印を記入してください。

　注２　活動内容の欄には、別表の活動内容の欄から、実施する活動内容を選択して記入する。

注３　添付書類の欄には、添付する書類の□に✓印を記入してください。

第２号様式（第５条関係）

収支予算書

（収入）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 金額（円） | 備考 |
| ①市交付金 |  |  |
| ②自己資金 |  |  |
| ③その他 |  |  |
| 合計 |  |  |

（支出）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 金額（円） | 内容等 |
| ①人件費 |  |  |
| ②旅費 |  |  |
| ③会議費 |  |  |
| ④資材費 |  |  |
| ⑤機械器具費 |  |  |
| ⑥燃料費 |  |  |
| ⑦通信運搬費 |  |  |
| ⑧備品費 |  |  |
| ⑨消耗品費 |  |  |
| ⑩委託費 |  |  |
| ⑪その他 |  |  |
| 合計 |  |  |

第３号様式（第５条関係）

林業用道路一覧表

（　林道　・　作業道　）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 通し番号 | 台帳整理番号 | 路線名 | 延長（ｍ） | 備　考 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 合　計 | 路線 | ｍ |  |

注１　表題の次の括弧については、林道又は作業道の別について、該当するものに○をつけ、林道及び作業道のそれぞれに分けて作成すること。

第４号様式（第５条関係）

積算基礎森林（　予定　・　実績　）一覧表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所在場所 | 森林簿における林小班 | 森林の現況 |
| 市町村 | 大字 | 小字 | 地番 | 森林所有者 | 林班 | 小班 | 整理番号 | 林相区分 | 林相枝番 | 面積 | 人天別 | 林相樹種 | 林齢 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |

注１　表題の括弧については、予定又は実績の別について、該当するものに○をつけて作成すること。

第５号様式（第６条関係）

第　　　号

年　　月　　日

＜申請者＞

 京都市長

　　　京都市林業用道路保全活動支援交付金交付（不交付）決定通知書

　　　　年　　月　　日付けで申請がありました　　年度京都市林業用道路保全活動支援交付金につきましては、下記のとおり交付（不交付と）することに決定しましたので、京都市補助金等の交付等に関する条例第１２条の規定により通知します。

記

１　交付予定額

２　交付の条件

⑴　林業用道路保全活動計画書に基づき実施してください。

⑵　交付金の交付に関し必要な事項について、報告を求め、検査し、又は指示することがあります。

⑶　実績報告書の提出後、しゅん工検査を実施します。

⑷　京都市補助金等の交付等に関する条例第２２条に掲げる各号の一に該当するときは、交付金の交付の決定を取り消し、若しくは交付額を変更し、又は同第２３条により既に交付した交付金の全部若しくは一部の返還を命じることがあります。

⑸　改良活動を実施する交付金受領者が、申請のあった翌年度までに森林経営計画を策定しなかった場合、交付金の全部若しくは一部の返還を命じることがあります。

⑹　京都市補助金等の交付等に関する条例第１６条第１項に掲げる書類は、補助事業完了の翌年度から起算して１０箇年間保管してください。

⑺　その他京都市補助金等の交付等に関する条例、同条例施行規則及び京都市林業用道路保全活動支援交付金交付要綱を遵守してください。

　※不交付もしくは交付申請額と交付予定額が一致しない場合

　　　　この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して３箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

　　　　また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消の訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消の訴えを提起することはできなくなります。

第６号様式（第７条関係）

京都市林業用道路保全活動支援交付金変更交付申請書

|  |  |
| --- | --- |
| （宛先）京都市長 | 　年　　月　　日　 |
| 申請者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） | 申請者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）電話　　　― |

|  |
| --- |
| 　京都市補助金等の交付等に関する条例第１１条第１項第１号の規定により交付金の変更の承認を申請します。 |
| 交付決定日及び決定番号 | 年　　月　　日付け　　第　　号 |
| 活動区分 | □ 維持管理活動□ 改良活動 |
| 変更の内容 | * 交付申請額の変更
* 林業用道路延長の変更
* 積算基礎森林面積の変更
* その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　）
 |
| 変更の理由 |  |
| 変更交付申請額 | 円 |
| 添付書類 | * 収支予算書（第２号様式）
* 林業用道路一覧表（第３号様式）
* 積算基礎森林一覧表（第４号様式）（改良活動に限る。）
* その他市長が必要と認める書類
 |

　注１　変更の内容の欄には、該当する変更内容の□に✓印を記入してください。

　注２　添付書類は必要に応じて提出するものとし、添付書類の欄には、提出する添付書類の□に✓印を記入してください。

第７号様式（第９条関係）

京都市林業用道路保全活動実績報告書

|  |  |
| --- | --- |
| （宛先）京都市長 | 　年　　月　　日　 |
| 申請者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） | 申請者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）電話　　　― |

|  |
| --- |
| 　京都市補助金等の交付等に関する条例第１８条の規定により事業の実績を報告します。 |
| 交付決定日及び決定番号 | 年　　月　　日付け　　第　　号 |
| 活動区分 | □ 維持管理活動□ 改良活動 |
| 活動内容 |  |
| 事業実施期間 | 年　　月　　日　　～　　　　年　　月　　日 |
| 林業用道路の内訳 | 　林業用道路（内訳）林　道作業道 | 路線路線路線 | ｍｍｍ |
| 積算基礎森林面積 | ヘクタール |
| 交付予定額 | 円 |
| 精算額 | 円 |
| 添付書類 | □ 収支決算書（第８号様式）□ 林業用道路一覧表（第３号様式）□ 積算基礎森林一覧表（第４号様式）（改良活動に限る。）□ その他市長が必要と認める書類 |

注　活動内容の欄には、実施した活動内容の□に✓印を記入してください。

第８号様式（第９条関係）

収支決算書

（収入）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 精算額（円） | 備考 |
| ①市交付金 |  |  |
| ②自己資金 |  |  |
| ③その他 |  |  |
| 合計 |  |  |

（支出）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 精算額（円） | 備考 |
| ①人件費 |  |  |
| ②旅費 |  |  |
| ③会議費 |  |  |
| ④資材費 |  |  |
| ⑤機械器具費 |  |  |
| ⑥燃料費 |  |  |
| ⑦通信運搬費 |  |  |
| ⑧備品費 |  |  |
| ⑨消耗品費 |  |  |
| ⑩委託費 |  |  |
| ⑪その他 |  |  |
| 合計 |  |  |